

仕 様 書

本仕様書は、市役所前における樹木剪定業務委託について、次のとおり定めるものとする。

1 業務名

市役所前樹木剪定業務委託

2 業務委託場所

南相馬市役所前 南側駐車場

※詳細は別添【対象範囲図面】のとおり

3 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 業務内容

委託者と事前協議の上、下記のとおり樹木の剪定及び処分等の業務を行う。

(1) 剪定について

敷地内に自生した樹木の剪定を行う。

剪定は、樹木の持つ自然樹形を保つように行い、刈込は整形を基
本とすること。

(2) 発生材の処分について

剪定作業により発生した枝等の処分を行う。

5 実施時期

契約締結日から令和8年3月までの閉庁日

6 書類の提出

受託者は、次のとおり委託者に書類を提出するものとする。

(1) 着手時・・・契約締結後速やかに、担当者と協議の上、「業務工程表」
及び「着手届」を提出する。

(2) 業務完了時・・・業務完了時に、作業箇所ごとに、実施前・実施状況・実
施後それぞれの写真を添付した「工事写真」及び「完了報
告書」を提出する。

7 支払方法

業務終了後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

8 環境への配慮

南相馬市役所の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

9 その他

- (1) 当該業務に係る一切の経費は受託者の負担とする。
- (2) 業務にあたっては、来庁者等に対し十分に配慮すること。
- (3) 業務遂行に当たり、適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理には万全の注意を払うこと。なお、事故その他が発生した場合は速やかに委託者まで報告し、受託者の責任において修理等の必要な処理をすること。
また、第三者に損害を及ぼしたときも受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については両者協議のうえ、決定するものとする。

対象範囲（剪定箇所）



・範囲①

中央の松、東側の長松・ヒバ、範囲内の低い植木

・範囲②

北側の櫻、東側のヒマラヤスギ、範囲内の低い植木